

令和8年度水田農業担い手機械導入支援事業の要望調査

本市では、高齢化及び担い手不足による耕作放棄地増加の防止並びに地域農業の活性化を目指し、農地集積と水田農業に意欲的に取り組む担い手を育成するため、農業機械等の導入に要する経費の一部を支援します。

令和8年度の要望調査を行いますので、補助対象事業者の要件及び補助対象経費等を御確認の上、活用を希望される場合は、必要書類を提出してください。

1 補助対象事業者の要件

次に掲げる全ての要件を満たす水田農業を営む者です。

- (1) 佐伯地域農業経営サポート機構連携員であること。
- (2) 認定農業者、認定新規就農者又は1ヘクタール以上水田農業を営む者であること。
- (3) 地域計画に位置付けられた中心的経営体であること。
- (4) 農地中間管理事業を活用して1ヘクタール以上（自作地を含む。）の農地集積をしていること。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 佐伯市暴力団排除条例第6条第1号に規定する暴力団関係者でない者
- (7) その他市長が適当でないと認める者でないこと。

※(1)については、採択決定後に登録することも可

2 補助対象経費等

補助対象経費	補助対象事業者が、(1)又は(2)に掲げる機械又は機器の取得に要する経費（下欄の標準経費を限度とする。） (1) 土地利用型作物（水稻・麦・大豆等）に関わる農業機械 ア トラクター（30ps以上） イ 乗用田植機（4条植以上） ウ コンバイン（3条刈以上・グレンタンク付） エ 汎用コンバイン オ 乾燥調製設備 カ 乗用管理機 キ その他必要な農業機械（市長が認めるもの） ※汎用性のある機械は対象外とする。 (2) 農業機械用アタッチメント 耕起、整地、代かき、排水対策、播種、移植、防
--------	--

	除、中耕・培土、施肥及びその他耕作・管理に必要な 機械・器具
標準経費	(1) 4,500 千円 (2) 1,000 千円
補助率	(1) 1 / 3 以内 (2) 1 / 2 以内

3 提出書類

- (1) 要望調査票
- (2) 購入しようとする農業機械等の見積書及びカタログの写し

4 提出期限

令和 8 年 9 月 18 日（金曜日） 午後 3 時必着
（メールによる提出も可）

5 留意事項

- (1) 要望調査票には、くじ番号（任意の 3 桁の数字（000 を除く。））を必ず記入してください。
- (2) 要望金額の合計金額が予算額を超えた場合は、要望調査票に記載されたくじ番号による抽選により補助対象事業者の順位を決定し、その順位により採択の可否を決定します。
（くじ番号による抽選方法）

6 問合せ先・提出先

市役所本庁舎 3 階 59 番窓口
農政課 水田畜産・有機農業振興係
電話 0972-22-4659
E-mail : suidentikusan@city.saiki.lg.jp